

「坑夫権利由来記」，「坑夫昇進目録」について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-05-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 伝一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00024994

「坑夫権利由来記」, 「坑夫昇進日録」について

藤 井 伝 一

1. はじめに

第41回年回 (2004年11月23日於三島市) で説明したが, 時間の都合で省略したものを以下に補足して説明する。

2. 坑夫権利由来記

付録1の「坑夫権利由来記」は昭和63年に松崎町の鈴木利夫さんが持っておられる巻物をコピーさせて貰ったものを年会用に縮小コピーして頂いたものである。北海道(上国鉦山)に居る時, 静狩鉦山(長万部町)出身の鑿岩夫が持っていた巻物をノートに写したのがあるが, 自・渡 同盟友子取立免状の中に「坑夫権利由来記」が初めに書いてある。また, 「新版土肥金山」に書かれているものを参考にして説明する。

「金堀権利下賜」とあるが, 静狩のものは「坑夫権利」となっている。

「慶長15年大阪関東大合戦」は年代が合わないと思われる。慶長15年は1610年, 関が原の戦は1600年, 大阪冬の陣は1614年, 夏の陣は1615年であるが, 静狩, 土肥の由来記も慶長15年となっている。

「駿州有慶郡」が土肥のものは「有度郡」となっている。

「敵首数十騎」は静狩のものは「敵首級十騎」となっている。

「此穴の内に隠れたる事理也。竹中曰」は静狩の物は「竹中氏曰」, 土肥の物は「…事明也。重忠君曰」となっている。

「舗口」は主要坑道坑口の事である。坑道の事を「舗」, 「間歩」と言う。

「免板」は土肥の物は「面板」, 静狩の物は「矢板」となっている。支柱を囲っている細い丸太を「矢木」という。挽いて板にした物が「矢板」である。

「天の三十六童子」を土肥のものは「地の三十六禽」となっている。

「東冽寿, 西冽寿, 南冽寿, 北冽寿」は「梅ヶ島物語」の中では「東州寿, 西州寿, 南州寿, 北州寿」となっている。後で「巻銀」の項で説明する。

「帝国神仏」は土肥のものは「奉祭神仏」となっており, 静狩のものも「帝国」としている。

「立板に水を流す」を土肥のものは「滝水」となっている。

「其草半紙を以て山師金堀師は野武士の下置たり」を土肥のものは「其時半紙を以て山師金堀師は為野武士と一書を下置たる也」とある。

「明治6年始めて鉦業条令発布」とあるが, 民営鉦山に関する統一的な鉦業法典として, 明治6年

に「日本坑法」が公布、明治23年「鉱業条令」、明治38年「鉱業法」が公布され、鉱夫の保護規定も出来、現在の鉱業法は昭和25年に公布。この由来記は明治6年以降に書かれたことになる。

この由来記は直ぐに「山例」等を書き並べているが、静狩のものは「徳川家康 明石明五郎 諸国山中方へ」と区切り、「山例」に移っている。

口伝や書き写しで継承されたものであろうから、細部は異なっても、大筋は合っているだろうし、語り易い口上書になっていると思われる。

(1) 定法：山例最初の定法に「山師、金堀師は野武士の格式とし、見石（見本の鉱石）を所持すれば、御領、私領を限らずいずれの関所をも通すべき事。山師、金堀師いづこの国でも鉱山を見立てた時は御領地は御勘定所、私領は領主方へ、その場所の村役人山先付き添い、注進すべき事。昼夜を限らず掘る事」このような定書の本書は公儀に預かり置き、その写しを持って諸国を通行したようである。「山先」は最初の露頭発見者で鉱山開発の先鞭者で、その鉱山の山師のトップで、「創業者利益」を受ける。

(2) 金銀山売高格合：江戸時代の金山採掘は請負方式で、上納高割合を決めている。山師が運上金を納めて領主から用益を許された山を運上山と言い、奉行直轄の山を「お直山 オジキヤマ」と呼び、また「大名坑」と言う。縄地鉱山（河津町）には運上山、大名坑がある。

(3) 吹方定式：精錬関係の事を記しているが、中身は分からない。

(4) 座席の順序：「四つ留大工」は支柱夫、「鋪横番」は坑夫ごとの採取鉱量の検量、手選後の鉱石の売買をやり、「買石」に品位鑑定をさせ、入札させる。「留大工」は支柱夫のこと、採掘する者は堀大工、金穿大工と言う。「岡巡り」は鋪口の周りは柵を設け、四つ留番所、鉱石選別所、鍛冶小屋、坑夫休憩所があり、この一帯を見回りする者。「買石」は鉱石精錬業者の連れてきた目利き。

(5) 三法：金格子（かなこうし：四つ留口へ格子を結び封判し出入りを禁ず）を破った者

柱根掘：「支柱、鉱柱（竜頭）を採り払う事」を言っていると思われる。危険を伴う事、危険な箇所を掘らない（番欠切羽を明けると解説にある）。

鑿角送り：請負作業の掘進開始前に坑道側壁に鑿角（測点）を設けて予め引延びを記録しておく、測点（私達はカシテンと呼んでいた）を移動する事と理解している。指定区域以外は掘らない。作業量を誤魔化さない（盗難を防ぐ為に鉷に鑿で印を打つと解説にある。鉷脈を鉷といい、鉷石を鏈と言う）。

この三条の違反者は鉱山特有の重科になる。末尾に書いてある。三例は「片髪片耳片眉を剃り落す」とあるが、解説には「山内を引き回しの上、耳鼻を切り、片鬢を剃り追放する」と書いてある。

(6) 定：「忘腸者」は意味が分からない。「忘」は「忌」、「腸」は「弔」を誤ったものと思われる。「忌服の者又は織たる者堅く無用」。「洞貝吹く事」は私達も坑内では口笛を吹くなと教えられた。口笛を吹くのは浮かれているからで、皆が緊張して仕事をしろと言うことであるが、口笛は響くので、緊急の時の合図に使うので、普段は吹くなと言うことだと静狩出身の鑿岩夫に言われた。婦人の入坑禁止が書いてあるが、女性がいると「気が散る」とか「注意力が散漫になる」のを防ぐため、勤労働員で上級生から「坑内では女の話はするな、エロの話はするな。山の神様は女の神様だから焼餅を焼いて落盤させる」と教えられた。此処には書いてないが、「切頭（ハンマー）と切頭を叩くな」と

言う。坑内から死者を連れ出す時にやるので、普段はやってはいけないことになっている。この「定」で坑内作業の仕来りが分かる。

(7) 四つ留格合事：四本柱（四つ留立つべし）とある。開坑の時に坑口に四本の柱を立て、儀式をやる。

柱左一番（秋）：天照皇大神宮 天津柱として白木綿3尺幡に掛ける、四神は白虎。西の金を司る。是を陽とす（3＝陽の数）。

柱右一番（冬）：八幡大神宮 国津柱として黒木綿4尺幡に掛ける。四神は玄武。北の水を司る。陰なり（4＝陰の数）。

柱左二番（夏）：春日大明神 是は少陽として茜木綿3尺幡に掛ける。四神は朱雀。南の火を司る。

柱右二番（春）：大山祇命 是は少陰として青木綿4尺幡に掛ける。四神は青龍。東の木を司る。

中央（土用）：国常立命 是を高天原として黄色幡5尺を用い、良山の土を司る。

祭壇を設けて神事を行う。舗の口を四つ留と言うは四本柱に四神を留め悪事、災難を除き、岩中出入安全を祈る故四留と言う。

私達が四つ留というのは柱が押し出されないように「踏まえ」（下）に坑木で突っ張る四本の坑木を使った支柱を言う。笠木と柱2本の支柱を三つ留と言っている。

(8) 出山、入山：川下に向かって付けた坑口を出山、川上に向かって付けた坑口を入山と言う。柱に布木（笠木）を渡し、天井と左右の壁を矢木（細い丸太）で囲い、崩落を防ぎ入り口上部に化粧木を乗せる。四つ留の引立に向かって、山方役が鑿を当てて、槌を頂いて「七宝岩中湧出諸人安全」と唱え槌を3回打ち、又槌を頂いて「山内繁盛山師利運増長」と唱え槌を5回打ち、又槌を頂いて「山神十二神三宝荒神土神守護し給え」と唱え槌を7回打つ。「七五三の槌」で「注連の内と言う祝いの槌」の儀式で、槌打ち納め、鑿を抜き槌とも山師に渡す儀式。

四つ留の矢木の上に化粧木を乗せて鳥居の形を表し、之をカツラで縛り、兎の耳の形にする。陰陽日月を表す。カツラに葡萄の蔓を用いるのは丈夫で長いので金蔓（鉾脈）が長続きするようにと願ったの事。

(9) 四つ留名喝：坑口に四本柱で2枚の留が出来ていうが、更に留を付けた時に坑口の3枚の留に神を祀る。其の時に左三本目柱は稻荷大明神、右三本目は不動明王で、「十二本布木 薬師如来」とあるが、支柱3枚で、布木3本は、之を薬師如来と子の日光菩薩、月光菩薩、とし、これに掛ける矢木12本を眷属の十二神将を表すと考えたらどうであろうか。四本柱の配列と異なるが、後で説明する「友子（坑夫）取立免状」はこの「由来記」の配列である。「免板」は「矢板」の事。矢木とか矢板と「矢」を使うが、矢のように山を切って金に当るようにと「矢」を使っている。

私も新しく坑口を付けた事はあるが、安全祈願だけで「七五三の槌」の儀式をした事も見た事もない。坑口の所謂空留（岩盤でない所の支柱）を石積みで抑えたり、麻袋に砂利を詰めて積み上げた事はある。また、そりのある太い坑木を乗せて鳥居を表す事はしたが、カズラ結びはしなかった。楔を前後左右に入れておさめた。

(10) 巻銀：「巻銀」の意味は分からない。カズラを兎の耳の形に環を作る結び方で、陰陽日月を表す。「東冽寿」の冽寿を「州寿」としたものがあり、仏教の世界観で須弥山があり、その外側に東西

南北に四つの島，大陸がある。夫々を東勝身州，西牛貨州，南贍部州，北俱盧州と呼ばれ，我々の住んでいるのは南贍部州で日本はその周辺に浮かぶ小島であると考えられている。南贍部州は百歳であるが，他の州は仏典によって歳数が異なっているとのことである。「北列寿十年」は「北州寿 千年」となっている。

(11) 格式：山巡り（右全断）とあるが，「山師，山先共其一代苗字，刀，鞍馬並挟箱可免之。山廻役苗字免ずべし。」で山廻役は苗字だけ，

「本多中務大輔」は天正元年のものは「少輔」となっている。

慶長16年閏5月は天正16年閏5月の説が正しいのではないだろうか。天正元年癸酉閏5月となっているものもあるが，天正元年，慶長16年は閏年でない。

明石明五郎と本多忠重との関係は分かりません。

「坑夫権利由来記」は口伝や書写しで伝えられ，また，幕府や，藩の財政上，鉦山開発が推奨され，鉦山の取決めや仕事の方法が次第に形成されて，「山例53ヶ条」などの決まり事を受け継いだり，特定の鉦山で実施されたものが記されたようで，基本的には同じでも，異なった「坑夫権利由来記」が出回ったようである。明治になって「金堀の二字を廃止し，鉦業坑夫と改称せられ」となり，元は「苗字帯刀を許された者」とであると言う誇りを示すために受け継がれたものと思われる。

3. 坑夫昇進目録

付録2の「坑夫昇進目録」は島根県美都町都茂鉦山で従業員の父（松岡寿吉さん）の坑夫昇進目録のコピーを縮小コピーして頂いたものである。別に河野哲美さんの巻物もコピーさせて貰って貰っていたが，今手許にないので，誤字のチェックができない。昭和15年5月15日付けで十人取り立てているので，十枚を墨書したものと思われる。松岡寿吉さんのものは松岡さんを筆頭に，河野哲美さんのものは河野さんを筆頭にしてある。誤字があっても，見て頂くと概要は分かることと思う。「一河流上樹」は「一樹の陰，一河の流」のことと思われる。「坑夫権利由来記」の「東照宮家康公云々」が出ている。

「目録」で，職親・職兄は〇〇国住人であるが，職子は石見国産となっている。隣山の仙人山鉦山からも立会って貰い「坑夫に取立て」で，「友子」の仲間入りし，諸鉦山，諸工事場に行った時は「ご同様のご交際」をして貰った。隧道工事等にも坑夫の集団が居るので，諸工事場も交際の対象になっている。

親方について技能を修得し，人間的にも一人前になったと認められて同職仲間の集団に入れてもらい，親方に対する儀礼，技能の伝承，相互扶助を実践した。危険な作業や職業病（ヨロケ，珪肺，塵肺）になりやすい環境で働いたので，鉦山労働者が技能の向上と相互扶助で，時には家族のように助け合う組織が「友子（ともこ）」として継承された。他の職業集団にはない独特の組織であったと思う。

「事務所立会」のほかに，末尾の「負寿万年」の前に「日本タイプライター株式会社 都茂鉦業所」と記されている。会社も関わっていた証拠である。

元老は取立後30年以上の者（長老，老翁，老母），中老は取立後30年未満の者，槌分は世話人であ

る。

昭和14年10月16日酒井義美さん以下11名の坑夫昇進の「清越鉦山自坑夫取立免状」(図1, 2)では前文の文言は異なるが、「鉦山の仕事の重要性, 坑夫の矜持等」をうたっていることに変わりはない。前文の次に

「山例五十三ヶ条抜書申渡ノ事

- 左 正面柱 天照皇大神宮
- 右 同 春日大明神
- 左 二本目柱 八幡大明神
- 右 同 山神三神宮
- 左 三本目 稻荷大明神
- 右 同 不動明王

布木は薬師如来。三十六枚の矢板は天の三十六童子を形取る者也

- 一、金格子破りは勿論指定以外を掘る可からざる事
- 一、留木根掘及び危険場所掘るべからざる事
- 一、喧嘩口論致す間敷き事

右之条々堅ク相守申候也」

と記されている。



図1. 清越鉦山自坑夫取立免状.

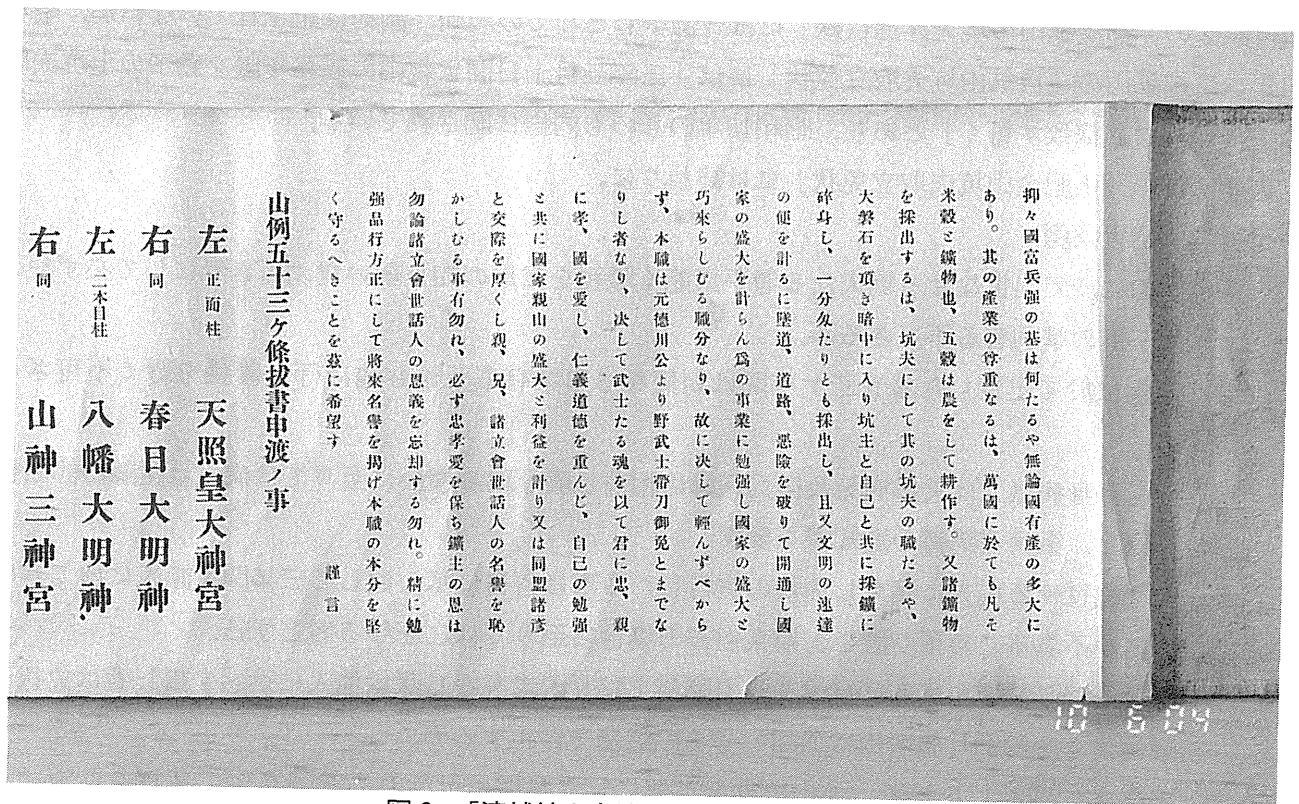


図2. 「清越鉦山自坑夫取立免状」の前文.

清越鉦山自坑夫取立免状（図2）では、浪人立会（空白）・隣山立会・老母立会・山中大当番立会・山中箱元立会・渡立会・自坑夫立会・頭役立会・飯場立会・客人立会・平立会・鍛冶立会・中外鉦業株式会社持越鉦業所立会（所長，採鉦係長，労務係長）・清越事務所立会・持越鉦業所土木建築委員立会・総兄分・従業員立会・中老立会・鎚分・自坑夫世話人，発起人の連名捺印されており，

「右之者当鉦山に於て多年業務に勉励致し居候処今般昇進願出候間坑夫一同協議の上各立会を請ひ坑夫職に昇進被為致候間今後は本職に従事致し業務勉励は不申及世話人の恩義は忘却せず朋友の信義を尽くし尚三年三月十日間は親山の義務年限を勤了の上坑夫職の道に違反なき様致す可く昇進証相渡置き候今後は諸工事諸鉦山に廻登仕候共無御見捨御交際の程本人に成り代り単に奉願上候也

昭和十四年十月十六日

静岡県田方郡土肥町 清越鉦山山中友子一同 印

大日本帝国 諸鉦山・諸工事 友子諸彦御中 千鶴万亀」

と記されている。企業もこの従業員の組織を認めて，鉦山一家をなしていたものと思われる。

都茂鉦山のものは「職親，職兄，職子」ですが，土肥鉦山，清越鉦山は「親分，兄分，子分」となっている。

昭和16年2月11日の清越鉦山の取立免状の中に「子分」の次に「後見人」が並んでいるものがある。渡り坑夫の世話役は「後見人」，自鉦山の世話役は「槌分」と呼んでいる。

昭和13年8月15日自・渡同盟友子取立免状静岡金山両友子取立世話人一同取立の名簿に「依母兄〇〇国産何某，親分〇〇国産何某，子分〇〇国出生何某」や「親分依兄分子分」は「渡坑夫」の分で，「親分〇〇国住人何某，兄分〇〇国住人何某，子分〇〇国産何某」は「自坑夫」の取立と思われる。

付録2の「都茂鉦山の坑夫昇進目録」には「友子」としての規範，制約は記されていないが，昭和14年の清越鉦山の「自鉦山坑夫取立免状」には「三年三月十日間は親山の義務年限を勤了の上坑夫職の道に違反なき様致す可く」とあり，昭和16年のものも同様に記されている。

大正2年の「土肥金山坑夫取立免状」には終わりに，

「付言坑夫出世条例

第一条 当山に於て出世なせる坑夫たる者平素能く職親を父母の如く敬い貴ぶ可き者にして必ずや毫も不遜の挙動有る不可ざる事。

第二条 当山に於て出世したる者三ケ年間は如何なる事業有ると雖も他に行き義務を背く不可ざる事。

但し自身病気又は父母病気及徴兵適齢に相当し暇を取る機会に至りては病気は医師の診断書を要し，徴兵召集書の通知書を要す

第三条 今回出世せる坑夫に渡せし免状の実行したる事は各自に示し而して三年間世話人に於て其の職務を不為るため預り置き，前条但書の場合に至りては之を与る者とする。

第四条 職親を軽じ其道を尽さず怠惰をして職務を怠り脱走をなし又は他人に迷惑を掛し者は免状を取消云々を御記し諸所山に通知してその職務を停止する事。

第五条 前各条に抵触したる者，他山の立会不要にして整理の世話方の熟議を以て免状を取消す可し。

右の条々確守可致者也」

とあり、昭和13年の静狩金山のものは

「取立条例

第一条 当山に於て取立なせる坑夫たる者は徳義を重じ三年三月十日間は如何なる事情ありと雖も他に行き義務に背くべからざる事 但し三年三月十日以内に他山に転勤する時は立会人世話人の依頼書を携帯すること。

第二条 当山に於て取立なせし坑夫たるものは平素能く其の職親を父母の如く敬い貴び毫も不遜の挙動あるべからざる事。

第三条 職親を軽蔑し其の道を尽さず又は懶惰にして職業を怠り脱走なし他人に迷惑を掛け不義の所業ある時は直ちに免状を取消し之が之を諸鉱山に報告し其の職務を停止する事。

第四条 前期の条項に抵触したる者は他山の立会を要せずして整理人及び世話人の協議の上免状を取消し之を処分す事。

右の条堅く相守候也」

とある。

土肥金山「黄金館」には大正2年1月1日付けの縄地鉱山の坑夫取立免状も展示されている(図3)。

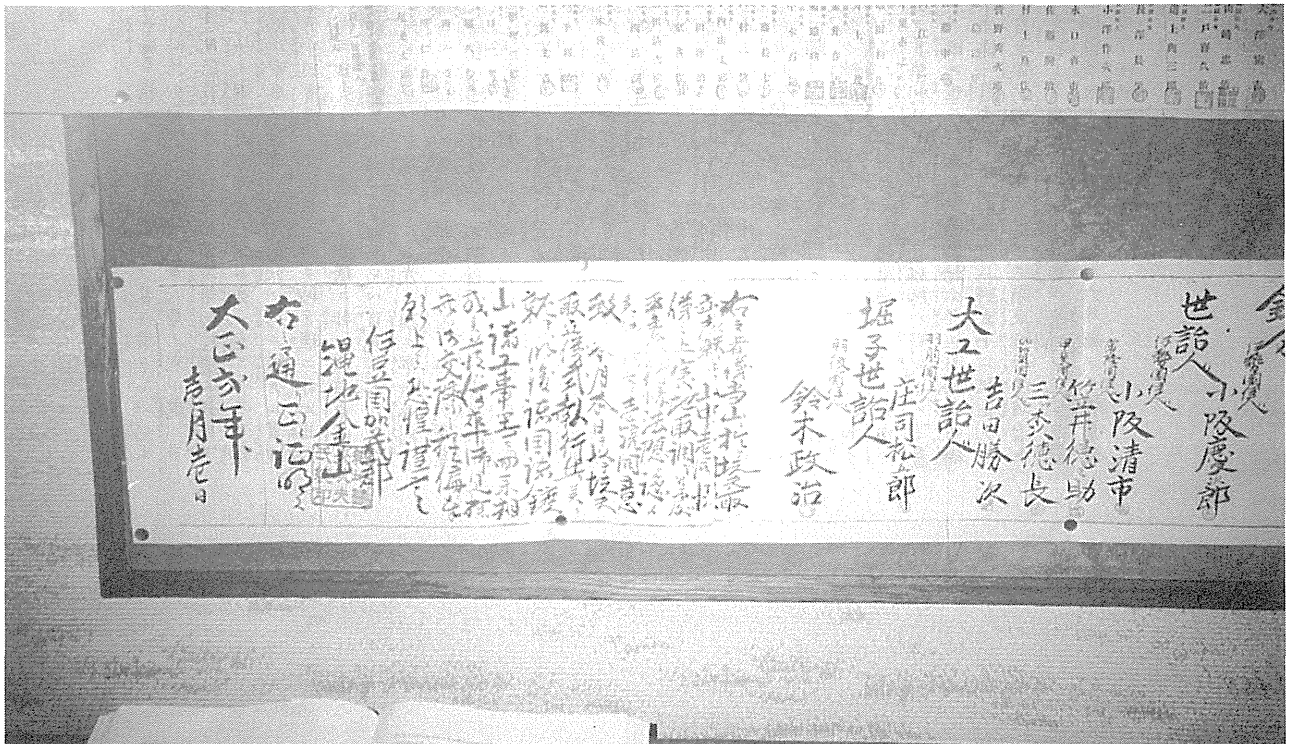


図3. 土肥金山「黄金館」に展示、大正2年1月1日付け伊豆国加茂郡縄地金山坑夫取立免状巻末部を写したものの。

4. おわりに

会員の中に鉱山出身者がいないし、伊豆は金山地帯だから、「南伊豆の鉱山について」話をせよとのことであつたが、伊豆での勤務年数は短いし、見た鉱山も少ないので、資料の中に「坑夫権利由来

記」,「坑夫昇進目録」があるので,「友子」の制度を加えて「持ち時間」を消化することになるとお返事したら,「坑夫権利由来記」,「坑夫昇進目録」の話が良いと言うことになった。資料を纏めるため,友人に聞いたり,下田市の図書館で大変お世話になって,何とかお話できる資料を作った次第である。

付録1

坑夫権利由来記

一、金堀権利下賜其由来ヲ尋ヌルニ抑々人皇百九代後陽成天皇之御宇世上乱レテ如麻則チ幕府徳川家康公合戦ノ砌リ助力カセシ其ノ功カトシテ権利下賜ヒシモノ也則チ慶長拾五年大阪關東大合戦ノ砌リ其名譽ヲ得ラレシ事我等カ源祖也昔時駿州有慶郡日影澤邑ト云フ所ニ金山アリ此金山ハ世ニ珍シキ金山也然ル所大阪方豊臣家ノ臣ニ眞田幸村ト云人アリ其祖先ヲ尋ヌルニ眞田昌幸ノ次男ニシテ兄ハ同苗大助ト言フテ開東ニテノ名将也弟幸村拾五歳ニシテ初陣シ川中嶋合戦ノ砌リ上杉勢ノ一方ヲ敗リ敵首數十騎ヲ打ち取リ父ノ許ニ歸ル昌幸大ニ感心ス是則チ眞田幸村ニシテ豊臣家ノ軍師也徳川家康公ト數度戦ヒ末駿州日影澤ニテ關東勢遂ニ敗走シ家康公走ル此所ハ則チ日影澤ノ金山私ニ隠陰スル所也唯一騎馳セ來リ大音ニ曰ク余者關東ノ大將徳川家康也今度ノ戦ヒ敗レ落チ延シトスレ共身雖も象ニ極ル命ヲ助ケト宣フ其時山中御ノ者共唯然トシテ驚入タル斗也然ルニ此所ニ竹中重忠ト云フ人アリ其履歷ヲ尋ヌルニ祖先ハ竹中半兵衛重治ト言フテ元濃州菩提寺之城主ナリシ時豊臣秀吉公織田信長公ニ仕ヘ未ダ筑前守タリシ時藤原氏ト戦ヒ遂ニ齋藤氏亡フ依テ竹中氏ハ秀吉公ニ仕官ス其後數度戦功ヲ顯シ天正五年病ニ依リテ亡ス其子重忠氏ハ忠臣ハ二君ニ仕ヘズト濃州ヲ落チ延ビ此ノ日影澤金山ニテ役儀ヲ務メラレシ時也然ルニ此重忠君家康公ニ向ヘ懇懇ニ一禮ヲ述ベ先ヅ鋪内ヘト案内シ此所ニ安隱ス此所ヘ眞田幸村只一騎ニテ追ヒ來ラレテ曰ク其所ノ非人共關東ノ大將徳川家康此所ヘ逃ケ來タレリ隠サス引出シ手渡スベシト大音ニ呼ビ賜フ其時重忠君六禮ヲ正シ言上ニ及ブ此所ハ國家ノ大利益トナル國財ヲ掘出ス金山ナレバ非人ニアラズ我々一命ヲ惜マズ國家ノ義務ヲ盡ス者ナレバ必ス非人ニアラズ然ルニ此所ヘ軍人等ノ來ル處ニアラズト返答ニ及幸村大ニ怒汝等何程隱ス共目下望ニ一ノ洞穴有該洞穴ハ唯日光ノ光ニアラズ是則チ徳川家康ノ日光ニシテ此穴ノ内ニ隠タル事也竹中ノ日貴殿ハ御推察ハ理ニ似テ理ニ非ズ此穴ノ内ニ日光ヲ顯ス事ハ不思議ニ非ズ以前申通り國家ノ財寶ヲ掘出ス金山ナレバ日光ハ常ニアリ如何トナレバ金堀ヲ以テ五光ヲ頂ク事也則チ鋪口ニハ日本ノ神佛ヲ祈念シ先左ノ柱ハ天照皇大神宮八幡大菩薩稻荷大明神右ノ柱ハ春日大明神山神宮不動明王拾貳本ノ布木ハ藥師如來ト表ス表面ニ拾六枚免板ハ天ノ三拾六童子ト表ス表面ノ化粧木ハ神前鳥居ト表ス東列壽西列壽南列壽北列壽ハ世界ヲ形取リ則チ見セント表ス者也如斯ノ帝國神佛ヲ祈念シタル者ナレバ日光ヲ顯事理ナルベク亦我々ノ着類ハ悉ク地球上ヲ形取リ縫目ハ三百六十針ノ割合ヲ以テ縫ヒ仕立タル者也ト拾モ辨説立板ニ水ヲ流ス如ク辯解ス依テ眞田幸村當然ノ理ニ當ル辯解ニ依テ然者今度ハ汝三讓リ置也ト云ヒ捨テ歸陣ス之レ全家康公ノ連強ク鋪内ヨリ出願マシク汝等余ノ命ヲ漸ク助ク必ズ天下掌握ノ砌ハ此度褒賞スベシ必申レ出ヨ其草判紙ヲ以テ山師金堀師ハ野武士ノ下置タリ既ニ世モ鎮成シテ慶長拾六年五月拾六日御公儀様ニ届出テ金堀師ハ野武士ニ取立ラレシ者也依テ右ノ權利有者トス爾來維新後明治ト改元在リテ廢藩置縣令下賜成テ金堀ノ二字ヲ廢令發布相成シモノ也

坑夫昇進目録

一坑夫之道ヲ修業ヲ精勤
 刻苦克己進指命達ニ
 畧譽ヲ得得皆坑夫
 一同守得得皆坑夫
 在者之念ヲ招坑
 夫取立ニ云式ヲ舉
 依兩本免狀ヲ授與ス
 夫一河流上樹由來多
 少錦竹職親也
 職子より實田孫而茂
 惜職子より職於師
 弟より實恩ヲ忘レテヤ
 故一本免狀ヲ附與セモ
 克其職ニ専心忠實

孝敬其職友ニ親
 愛シテ行ヲ重シ路暴
 ノ行ニ式ヲ自友ニ体面
 ヲ法ニ辱ル事ニ無キ
 柳期ス
 一柳坑夫ハ一枕巻ヲ以テ
 堅石ヲ切破シ岩穴ヲ掘
 鑿シ取儘ニ三穗燈ヲ
 使テ之ヲ機ヲ失ハル身ヲ
 粉碎スルニ何ヨリ金ヲ得テ
 難武然ト雖モ職陣ニ兵
 士ヲテ敵ヲ攻破スル能ハル
 吾坑夫ナリハ地中ニ必
 實ニ鑛初ヲ得ルニハ付
 於テテ家ノ存立ヲ保

目録

職親	坂田菊次郎	職親	河田四郎
職兄	河田忠義	職兄	久保勉太郎
職子	河田忠義	職子	岡田四郎
職親	大石常市	職親	藤谷杉市
職兄	河田忠義	職兄	森田光政
職子	河田忠義	職子	岡田四郎
職親	河田忠義	職親	河田忠義
職兄	河田忠義	職兄	河田忠義
職子	河田忠義	職子	河田忠義

